令和５年度
四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

入札説明書

（最低価格落札方式）

本件は、政府電子調達システムにより入札を行う。ただし、やむを得ない理由により、政府電子調達システムによりがたい場合には、理由書を提出し承認を得た場合に限り、紙による応札によることができるものとする。

令和４年１１月１日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長
西岡　邦彦

目次

◎入札及び契約に関する事項

1　契約担当官等

2　調達内容

3　競争参加資格

4　競争参加資格を有していない者の手続き

5　問い合わせ先等

6　入札者に求められる義務等

7　入札書の記載方法及び提出等

8　秩序の維持

9　開札

１０　落札者の決定

１１　契約書の作成

１２　その他

・　別記様式第１号　入札書･内訳書

・　別記様式第２号　委任状

・　別記様式第３号　理由書

・　別記様式第４号　適合証明書

・　別添１　契約書（案）

・　別添２　仕様書

・　別添３①　予定使用電力量

・　別添３②　電気使用量

・　別添３③　電気料金計算書

・　別添４　特定電源割当証明書

◎　入札及び契約に関する事項

１　契約担当官等

支出負担行為担当官

四国総合通信局長　西岡　邦彦

２　調達内容

（１）件名及び数量

四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

① 四国総合通信局

予定契約電力：８６ｋＷ

予定使用電力量：２２２,０００ｋＷｈ

② 中国総合通信局

予定契約電力：１７２ｋＷ

予定使用電力量：３１０,０００ｋＷｈ

（２）特質等

別添２仕様書のとおり。

（３）契約期間

自　令和５年４月　１日　　０時

至　令和６年３月３１日　２４時

（４）需要場所

① 四国総合通信局

愛媛県松山市味酒町２丁目１４番４号

② 中国総合通信局

広島県広島市中区東白島町１９番３６号

（５）入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

（６）入札保証金及び契約保証金　免除

（７）提出書類等の受付期間

令和４年１１月１日（火）９時 00 分から１１月３０日（水）17 時 00 分まで

※「政府電子調達システム」により入札する場合も同様とする。

（８）入札・開札の場所及び日時

ア 場　所

愛媛県松山市味酒町２丁目１４番４号

四国総合通信局　２０１会議室（２階）

イ 日　時

・ 政府電子調達システムによる入札

令和４年１２月１３日（火）８時 30 分から１２月１４日（水）13 時 30 分まで

・ 紙による入札

令和４年１２月１４日（水）１３時３０分

・ 開札

令和４年１２月１４日（水）１３時３５分

※「政府電子調達システム」により入札する場合は、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

３　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者。

（３）令和４・５・６年度競争参加資格（全省庁統一資格）の営業品目「物品の販売」にお

いてＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。

（４）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（６）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

（７）予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。

（８）総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

（９）以下の暴力団排除対象者に該当しない者

ア 契約の相手方として不適当な者

(ｱ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(ｲ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ｳ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(ｴ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ｱ) 暴力的な要求行為を行う者

(ｲ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ｳ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(ｴ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(ｵ) その他前各号に準ずる行為を行う者

（１０）上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

（１１）下記６の入札者に求められる義務等を履行したもの

（注）上記（１）から（７）の各要件に係る当該調達に係る競争参加資格の有無についての判断基準日は、開札日時点とする。

４　競争参加資格を有していない者の手続き

（１）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、未成年者、被保左人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内で定められた期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ｱ) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(ｲ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ｳ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(ｴ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

(ｵ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。

(ｶ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(ｷ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

（２）競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

５　問い合わせ先等

（１）入札及び契約手続に関する事項

四国総合通信局総務部総務課財務室資材係

電話：089-936-5026（閉庁日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:15）

Mail：shikoku-shizai@ml.soumu.go.jp

（２）仕様書等の内容に関する事項

５（１）と同じ

6　入札者に求められる義務等

本案件は、政府電子調達システム対象案件である。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、紙による入札をすることができる。

入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を上記２（７）に示す期間に上記５（１）に示す場所に提出しなければならない。

（期限厳守のこと。）

（１）競争参加資格審査結果通知書の写し(１部)

（２）下見積書等（１部）

代表者の記名を行うこと。また、内訳を記載し、数量、単価等を明記し、見積もった金額(税込)に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（３）理由書（１部）

（「政府電子調達システム」を利用して入札を行うことができない場合のみ）

（４）委任状（１部）

（下記７（４）「代理人による入札」に該当する場合のみ）

提出された書類を審査の結果、請け負わせることができると判断した場合に限り入札の対象者とする。

なお、提出した資料等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。

（５）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し。（１部）

（６）適合証明書（１部）

条件を満たすことを証明する書類を添付すること。

なお、提出した資料等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。

7　入札書の記載方法及び提出等

（１）「政府電子調達システム」による入札の場合

「政府電子調達システム」に定める手続きに従うこと。

（２）紙による入札の場合の入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。 なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は別記様式第１号（入札書）によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(ｱ) 入札金額

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額とすること。

②入札金額は総価を入札金額とする。

③入札金額は下見積書の金額を超えないこと。

(ｲ) 件名

上記２（１）に示した件名とする。

(ｳ) 年月日

入札書を作成した年月日とする。

エ 入札者の氏名等

(ｱ) 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。

(ｲ) 外国業者にあっては署名をもって代えることができる。

オ 業者コード

一般競争参加資格の１０桁の業者コードを必ず記入すること。

（３）入札書の提出方法

ア「政府電子調達システム」による入札の場合は、「政府電子調達システム」で定める手続に従い、上記２（８）のイに示す期間に入札書を提出しなければならない。

イ 紙による入札の場合は、入札書を封筒（長形3号）に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「１２月１４日１３時３５分開札「入札件名」の入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 入札者は、入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

（４）代理人による入札

ア 代理人が従来の紙により入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の記名をしておくとともに、入札書の提出日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 代理人が「政府電子調達システム」により入札する場合は、入札書の提出日時までに「政

府電子調達システム」で定める委任状の手続を終了していなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

（５）入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書

イ 入札書受領期限までに指示する場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が甲にある場合を除く。）

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の記名のない入札書

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書

カ 同一の者により提出された２通以上の入札書

キ 記載事項が不備な入札書

(ｱ) 入札金額が不明確な入札書

(ｲ) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書

(ｳ) 品名・数量が仕様書等で示したものと異なる入札書

(ｴ) 調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書

(ｵ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書

(ｶ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書

ク 明らかに連合によると認められる入札書

ケ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第８条第３項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの当該入札書

コ その他入札に関する条件に違反した入札書

（６）入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

ア 落札者決定後、速やかに内訳書を提出すること。

イ 内訳書の様式は別記様式第１号とし、記載内容は数量、単価及び金額等を明らかにすること。

ウ 内訳金額が合計金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合

において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8　秩序の維持

（１）「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

（２）入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

9　開札

（１）「政府電子調達システム」により入札する場合

ア 入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、「政府電子調達システム」の再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うこと。

ウ 開札時刻に連絡が取れるよう、事前（入札前日の１５時まで）に四国総合通信局財務室資材係まで担当者の連絡先を知らせておくこと。

（２）紙による入札の場合

ア 開札は入札者又はその代理人を１名のみ立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、

「政府電子調達システム」の再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

（３）再度入札をしても落札者がないときは、入札を取り止めることがある。この場合、異議の申立てはできない。

（４）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

（５）入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

（６）入札者又はその代理人は、契約担当官等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

（７）「政府電子調達システム」に停電、システム障害等止むを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札の延期を行うことがある。

１０　落札者の決定

（１）落札者の決定方法

ア 予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第８４条に該当する場合は、予算決算及び会計令第８５条の基準（予定価格に１０分の６を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 上記アのただし書きによる調査の結果、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第２９条の６第１項ただし書き抜粋）

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。

ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は、代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名

称）及び金額を口頭及び「政府電子調達システム」の開札結果通知書で通知する。

（２）落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。

ただし、甲が正当な理由があると認めたときはこの限りではない。

ア 落札者が、甲から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記７（６）の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 上記「３　競争参加資格」及び「６　入札者に求められる義務等」について虚偽の申告、記載等があることが判明したとき。

（３）その他

上記（２）ウに該当する場合、落札者に対し損害賠償等を求めることができる。

１１　契約書の作成

（１）契約書は、原則、「政府電子調達システム」で定める手続きに従い、以下のとおり作成しなければならない。

ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

イ 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

（２）紙による契約書の作成の場合は上記１１（１）アからウに加え、以下のとおりとする。

ア 契約書

別添１　契約書（案）のとおり

イ 契約書の作成方法

(ｱ) 契約書は２通作成し、双方記名捺印の上各自１通を保管する。

(ｲ) 契約書の用紙は交付する。（別添１の契約書案を使用すること）

(ｳ) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名し、押印した後に本契約が成立したものとする。

１２　その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

ア 支払方法及び支払場所

銀行振込による届出日本銀行指定金融機関口座

イ 支払時期

契約内容が履行されたことを確認した後、適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に支払う。

（４）入札者は、契約担当官等が指定する日時までに仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

（５）入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

（６）監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

（７）契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

（８）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を開札場において発表するとともに、四国総合通信局ホームページ及び中国総合通信局ホームページで公表する。

（９）政府電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達（GEPS）https://www.geps.go.jp/

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）

受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 30 分

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記５（１）の場所に連絡すること。

（参考）

１　統一資格審査申請受付機関
https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html
- 上記アドレスから「各省庁受付部局（窓口）検索」で、お近くの受付窓口をご確認ください。

２　政府電子調達(GEPS)
https://www.geps.go.jp/
- 上記アドレスから「政府電子調達システム利用開始方法」を参照いただき、電子入札の準備をお願いいたします。

３　政府電子調達(GEPS)に関する問い合わせ
- 調達ポータル・政府電子調達システムヘルプデスク

受付時間：平日 9時00分～17時30分
（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）
電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
Webから：https://www.geps.go.jp/bizportal/contact_us

【別記様式第１号】

入 札 書

件　　名：令和５年度
　　四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、入札します。また、この入札書は、原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

入札金額：金　　円
（需要場所【Ａ】【Ｂ】における当局が提示する予定使用電力量に従って計算した総価の合計額（税抜））

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長　西岡　邦彦　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（復）代理人

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名が必要。

＜留意事項＞
１．提出年月日は、必ず記入のこと。
２．金額の訂正は、認めない。
３．開札時における再度入札を考慮して、入札書は余分に用意すること。
４．用紙の大きさは、Ａ４（縦）とする。
５．見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

【別記様式第１号[Ａ]】

内　　訳　　書

〔需要場所〕【Ａ】四国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

年　月	①基本料金		
	単価(a) (円/kW)	予定契約電力(b) (kW)	金額 (a)×(b)×12月
令和５年４月 ～令和６年３月		86	

年　月	②電力量料金		
	単価(a) (円/kWh)	予定使用電力量(b) (kWh)	金額 (a)×(b)
令和５年４月		16,000	
令和５年５月		13,000	
令和５年６月		17,000	
令和５年７月		22,000	
令和５年８月		24,000	
令和５年９月		20,000	
令和５年１０月		16,000	
令和５年１１月		14,000	
令和５年１２月		20,000	
令和６年１月		21,000	
令和６年２月		20,000	
令和６年３月		19,000	
		合　計	

・本積算については、燃料調整を見込まないこと。

・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

・税抜き価格を記載すること。また、端数処理は、それぞれの月で1円未満切り捨てとすること。

【Ａ】四国総合通信局庁舎で使用する電気の調達に係る総価（①＋②）

¥

【別記様式第１号[Ｂ]】

内　　訳　　書

〔需要場所〕【Ｂ】中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

年　月	①基本料金		
	単価(a) （円/kW）	予定契約電力(b) （kW）	金額 (a)×(b)×12月
令和５年４月 ～令和６年３月		172	

年　月	②電力量料金		
	単価(a) （円/kWh）	予定使用電力量(b) （kWh）	金額 (a)×(b)
令和５年４月		22,000	
令和５年５月		21,000	
令和５年６月		22,000	
令和５年７月		30,000	
令和５年８月		35,000	
令和５年９月		38,000	
令和５年１０月		30,000	
令和５年１１月		23,000	
令和５年１２月		21,000	
令和６年１月		23,000	
令和６年２月		23,000	
令和６年３月		22,000	
		合　計	

・本積算については、燃料調整を見込まないこと。

・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

・税抜き価格を記載すること。また、端数処理は、それぞれの月で1円未満切り捨てとすること。

【Ｂ】中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達に係る総価（①＋②）

¥

（別記様式第２号）

委 任 状

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長　西岡　邦彦　殿

住　　所
名　　称
代表者名

私は（　　受任者氏名　　）を代理人と定め、支出負担行為担当官四国総合通信局長の発注する「令和５年度四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達」契約に関し、下記の権限を委任します。

また、この委任状は原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

記

《委任事項》

入札及び見積りに関する一切のこと。

〈留意事項〉

１．　作成年月日は、必ず記入のこと。
２．　用紙の大きさは、Ａ４（縦）とする。

【別記様式第３号】

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長　西岡　邦彦　殿

住　　所
社　　名
代表者名

理 由 書

弊社は、下記の調達案件については、電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。
なお、理由は下記のとおりです。

記

１　調達案件
（1）調達番号：

（2）調達件名：

（3）開札年月日：令和　　年　　月　　日

２　応札手続
（1）電子入札での応札が出来ない理由
□　電子調達システムの推奨環境に適用しないため
□　電子証明書を取得していないため
□　その他（　　）

（2）電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

（3）電子調達システム利用可能目途

３　契約手続
（1）電子契約が出来ない理由
□　電子調達システムの推奨環境に適用しないため
□　電子証明書を取得していないため
□　その他（　　）

（2）電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

（3）電子契約締結可能目途

【記入例】

（別記様式３号　理由書）
令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長　西岡　邦彦　殿

住　　所
社　　名
代表者名

理　由　書

弊社は、下記の調達案件については、電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。
なお、理由は下記のとおりです。

記

１　調達案件
（1）調達番号：
（2）調達件名：
（3）開札年月日：令和　　年　　月　　日
２　応札手続
(1) 電子入札での応札が出来ない理由（複数選択可）
☑ 電子調達システムの推奨環境に適応しないため
☑ 電子証明書を取得していないため
□ その他（　　）
(2) 電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況
（記入例）
・ソフトウェア（OS）が電子調達システムの推奨環境に適応しないが、適応するPCを手配中である。
・電子調達システム対応認証局に電子証明書の取得手続中である。
(3) 電子調達システム利用可能目途
（記入例）
・電子調達システムの推奨環境に適応するPCの手配完了次第（令和　年　月）
・電子証明書の取得次第（令和　年　月）
３　契約手続
（1）電子契約が出来ない理由
☑ 電子調達システムの推奨環境に適用しないため
☑ 電子証明書を取得していないため
□ その他（　　）
(2) 電子契約手続の実施に向けた対応状況
（記入例）
・ソフトウェア（OS）が電子調達システムの推奨環境に適応しないが、適応するPCを手配中である。
・電子調達システム対応認証局に電子証明書の取得手続中である。
(3) 電子契約締結可能目途
（記入例）
・電子調達システムの推奨環境に適応するPCの手配完了次第（令和　年　月）
・電子証明書の取得次第（令和　年　月）

【別記様式第４号】

適　合　証　明　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　四国総合通信局長　西岡　邦彦　殿

住　　所
名　　称
代 表 者

下記のとおり相違ないことを証明します。

また、この証明書は原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

1　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　　号
①　ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和２年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点　数
①	令和２年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和２年度の未利用エネルギー活用状況（%）		
③	令和２年度の再生可能エネルギー導入状況（%）		

	項　　目	取組の有無	点　数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組		

①～④の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件【別紙１】」により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

【別紙１】

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１．条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和２年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和２年度の未利用エネルギー活用状況、③令和２年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　素	区　分	配点
①令和２年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上　0.425 未満	７０
	0.425 以上　0.450 未満	６５
	0.450 以上　0.475 未満	６０
	0.475 以上　0.500 未満	５５
	0.500 以上　0.525 未満	５０
	0.525 以上　0.550 未満	４５
	0.550 以上　0.575 未満	４０
	0.575 以上　0.600 未満	３５
	0.600 以上　0.625 未満	３０
	0.625 以上　0.650 未満	２５
	0.650 以上　0.690 未満	２０
	0.690 以上	0
②令和２年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	１０
	0%超　0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和２年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	２０
	5.00%以上 7.50%未満	１５
	2.50%以上 5.00%未満	１０
	0%超　2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

２．添付書類等

・　入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

３．契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（２）１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「１．条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の３要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

（表）別紙１の「各用語の定義」

用　語	定　義
①令和２年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和２年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和２年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和２年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和２年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和２度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)（kWh）を令和２年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $$\text{令和２年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和２年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$ １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）

	をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス ３．令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４．令和２年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和２年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $\text{令和２年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ①令和２年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ②令和２年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量（kWh） ④Jークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦令和２年度の供給電力量（需要端(kWh)）

	１．再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） ２．令和２年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３．令和２年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④需要家への省エネルギー･節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー･節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※　この表の定義は、適合証明書及び別紙１にのみ適用する。

【別添１】

契 約 書 （案）

支出負担行為担当官 四国総合通信局長　西岡　邦彦　及び
支出負担行為担当官 中国総合通信局長　和久屋　聡　を　甲　とし、
を　乙　として、
「令和５年度四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達」ついて
下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）
第１条　甲、乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

（契約の目的）
第２条　乙は、別添の仕様書に基づき、四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電力の需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）
第３条 契約金額は別紙のとおりとする。
２ 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

（需要場所及び期間）
第４条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。
場 所　仕様書に記載する場所とする。
期 間　令和５年４月１日から令和６年３月 31 日

（契約保証金）
第５条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（使用電力量の増減）
第６条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）
第７条 各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。なお、最大需要電力は需要の最大値であって、３０分最大需要電力

計により計量される値をいう。ただし、最大需要電力が５００ｋW以上となる場合は、甲乙協議のうえ契約電力を決定するものとする。

（計量及び検査）

第８条 乙は、あらかじめ乙が定めた日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第９条 料金の算定は１月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

（料金の請求及び支払）

第１０条 乙は、第８条に定めた検査終了後、第３条の規定に基づき支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

２ 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に乙に対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第１１条 甲は、第１０条の約定期間内に対価を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、対価に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（事情変更）

第１２条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

２ 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金）

第１３条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する管内の一般送電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとし、燃料費調整については乙が定めた電気供給約款によるものとする。

（契約の解除）

第１４条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに

認められるとき。

二 正当な事由により解約を申し出たとき。

三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなく本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなく本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

（違約金等）

第１５条 天災その他不可抗力の原因又は第１４条第１項第２号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合若しくは次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第２条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と当該月から契約期間満了までに係る契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の１００分の１０に相当する金額を甲に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律

第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

２ 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第２条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と当該月から契約期間満了までに係る契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

３ 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４ 第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第１６条 甲は、第１４条各項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第１７条 乙は、第１４条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第１８条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第１９条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（債権譲渡の禁止）

第２０条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第２１条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名捺印の上各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　所　　愛媛県松山市味酒町 2 丁目 14 番 4 号
　　氏　名　　支出負担行為担当官
　　四国総合通信局長　西岡　邦彦　　印

　　住　所　　広島県広島市中区東白島町 19 番 36 号
　　氏　名　　支出負担行為担当官
　　中国総合通信局長　和久屋　聡　　印

乙　　住　所
　　氏　名
　　印

【別 紙】

契約書　第３条　契約金額

【A】　四国総合通信局

（基本料金）

	基本料金単価 （1kW につき）	消費税及び 地方消費税額	合　　計
契　約　電　力	円	円	円

（電力量料金）

	従量料金単価 （1kWh につき）	消費税及び 地方消費税額	合　　計
夏季月(7 月～9 月)	円	円	円
そ の 他 季 月	円	円	円

【B】　中国総合通信局

（基本料金）

	基本料金単価 （1kW につき）	消費税及び 地方消費税額	合　　計
契　約　電　力	円	円	円

（電力量料金）

	従量料金単価 （1kWh につき）	消費税及び 地方消費税額	合　　計
夏季月(7 月～9 月)	円	円	円
そ の 他 季 月	円	円	円

【別添２】

仕　様　書

1．件名

令和５年度四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

2．概　要

（1） 業種及び用途　　官公署（事務所）

（2） 需要場所　　【A】四国総合通信局庁舎

愛媛県松山市味酒町２丁目 14 番４号

【B】中国総合通信局庁舎

広島県広島市中区東白島町 19 番 36 号

3．仕　様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 30%を満たすこと。

また、その環境価値について、各官署に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件
https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf

【A】四国総合通信局庁舎

(1)　供給電気方式等

①　供給電気方式　　:交流３相３線式

②　供給電圧（標準電圧）　:６，０００Ｖ

③　計量電圧（標準電圧）　:６，０００Ｖ

④　標準周波数　　:　　６０Ｈｚ

⑤　受電方式　　:一回線受電方式

⑥　蓄熱式負荷設備の有無　:無

(2)　予定契約電力及び予定使用電力量

①　予定契約電力　　:８６ｋＷ

（ただし、各月の契約電力は、契約場所におけるその１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、最も大きい値とする。なお、最大需要電力は需要の最大値であって、３０分最大電力計により計量される値をいう。）

②　予定使用電力量　　:２２２，０００ｋＷｈ

（予定最大需要電力、月別の予定使用電力量は「【別添３　①】月別予定使用電力量」のとおり）

(3)　契約期間

自　令和５年４月　１　日　　０時

至　令和６年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針

契約場所に設置する記録型計量器の読み取りとする（スマートメータ）。

(5)　電力量計

製造メーカー：四国計測工業(株) 相当

型式　　：ＧＭ３Ｅ４－Ｒ 相当品

(6)　需給地点

需給地点における当局の敷地内にある構内柱上に設置した気中開閉器の電源側リード線の接続点とする。

(7)　電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力(株)の所有である。

(8)　保安上の責任分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力(株)の所有である。

【B】中国総合通信局庁舎

(1)　供給電気方式等

①　供給電気方式　　:交流３相３線式

②　供給電圧（標準電圧）　:６，０００Ｖ

③　計量電圧（標準電圧）　:６，０００Ｖ

④　標準周波数　　:　　６０Ｈｚ

⑤　受電方式　　:一回線受電方式

⑥　蓄熱式負荷設備の有無　:無

(2)　予定契約電力及び予定使用電力量

①　予定契約電力　　:１７２ｋＷ

（ただし、各月の契約電力は、契約場所におけるその１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、最も大きい値とする。なお、最大需要電力は需要の最大値であって、３０分最大電力計により計量される値をいう。）

②　予定使用電力量　　:３１０，０００ｋＷｈ

（予定最大需要電力、月別の予定使用電力量は「【別添３　①】月別予定使用電力量」のとおり）

(3)　契約期間

自　令和５年４月　１　日　　０時

至　令和６年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針

契約場所に設置する記録型計量器の読み取りとする。

(5)　電力量計

製造メーカー：三菱電機

型式　　：ＷＭ３ＥＭ－Ｒ

(6)　需給地点

需給場所における、当局の敷地内に設置した中国電力株式会社所有の開閉器箱内に、当局が設置した開閉器の電源側接続点とする。

(7)　電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8)　保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4．その他（両庁舎共通）

（1）　力率は、契約期間中１００％を保持する予定。

（2）　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

（3）　各官署にかかる非常用自家発電設備の設置状況は以下のとおり。

【A】四国総合通信局庁舎　非常用自家発電設備（150kW、210V１台）

【B】中国総合通信局庁舎　非常用自家発電設備（200KVA　１台）

（4）　各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する管内の一般送電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとし、燃料費調整については乙が定めた電気供給約款によるものとする。

（5）　請求書の分割及び通知

電力供給者は、契約書に基づき作成する官署ごとの請求総額等を「電気使用量について【別添３②】」及び「電気料金計算書【別添３③】」又はこれに準じて作成し、需要場所【A】四国総合通信局　及び【B】中国総合通信局　へ通知する。

ただし【B】中国総合通信局については、以下のとおりとする。

【B】中国総合通信局について

①　食堂に設置している自動販売機の使用電力量は除く。

②　自動販売機業者の使用量は、毎月の検針票受領日に、中国総合通信局総務部財務課資材係から、電力供給者の料金請求担当部署等へ連絡する。

なお、各請求額の計算式は、以下のとおりとする。

a) 自動販売機業者への請求額

(全体請求額－遅収)÷全体使用量×個別使用量＝個別請求額＋遅収＝請求額(A)

個別請求÷110×10＝個別消費税＋遅収消費税＝消費税(B)

b) 中国総合通信局への請求額

全体請求額－(A)＝請求額

全体消費税－(B)＝個別消費税

③　中国総合通信局への請求は、電力供給者の料金請求担当部署等に連絡した請求額で請求書を作成し、請求すること。

また、自動販売機業者が使用した電気料金については、直接当該金額を請求すること。

なお、自動販売機業者の窓口については、別途中国総合通信局総務部財務課資材係から指示する。

（6） 再生可能エネルギー電気の確認資料

電力供給者は、契約年度における電力供給が終了後翌月 10 日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、「【別添４】特定電源割当証明書」を需要場所【A】及び【B】について、四国総合通信局まで送付すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを「【別添４】特定電源割当証明書」提出後、四国総合通信局と電力供給者協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「３．仕様」を満たしていない場合、電力供給者は、「３．仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを四国総合通信局に提出する等により補修すること。

（7） 電力を供給するために工事（各庁舎設備と接続等）を行う必要がある場合には、事前に四国総合通信局の場合は総務部総務課財務室資材係に、中国総合通信局の場合は総務部財務課資材係に確認を取ること。また、当該工事に係る費用については、請負者側で負担すること。

（8） この仕様書に定めのない供給条件については、当該地域を管轄する管内の一般送配電事業者が定める電気供給条件等をもとに協議するものとする。

（9） その他この仕様書に定めのない事項については、四国総合通信局及び中国総合通信局と電力供給者で協議の上、決定するものとする。

以上

【別添３①】

予定使用電力量（単位：kWh)

年　　月	【Ａ】四国総合通信局	【Ｂ】中国総合通信局
予定最大需要電力	86kW	172kW
令和５年４月	16,000	22,000
令和５年５月	13,000	21,000
令和５年６月	17,000	22,000
令和５年７月	22,000	30,000
令和５年８月	24,000	35,000
令和５年９月	20,000	38,000
令和５年１０月	16,000	30,000
令和５年１１月	14,000	23,000
令和５年１２月	20,000	21,000
令和６年１月	21,000	23,000
令和６年２月	20,000	23,000
令和６年３月	19,000	22,000
計	222,000	310,000

※各月1,000kWh未満切り上げのうえ、年合計は各月を集計。

【別添３②】

電気使用量について（　　年　　月分）

契約電力量	kw

使用期間	月　　日　～　　月　　日

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率				
修正率				
使用量	kwh	kw	kwh	kvarh

燃料費調整単価	円

月間力率	%

【別添３③】

電気料金計算書（　　年　　月分）

○使用実績

使用期間	月　　日　～　　月　　日
契約電力量	kw
使用電力量	kwh
最大電力	kw
力率	%

○電気料金

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	kw	×（　％－力率）	円
電力量料金	円	×	kwh		円
燃料費調整額	円	×	kwh		円
小計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年　　月　　日

【別添４】

令和○年○月○日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

支出負担行為担当官
●●●●●●●●　様

○○県○○市○○
株式会社○○○
代表取締役　○○　○○

以下の通り●●●●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1　お客様情報
お客様番号　○○○○
需要施設名　○○○○
需要施設住所　○○県○○市○○
契約電力　○○○○ｋＷ

2　供給期間
○年○月○日～○年○月○日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 （kWh）《A》													
供給電力量 （kWh）《B》													
再エネ比率 （%）　《C》													

担当者等連絡先
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ　Ｅ　Ｌ：
Ｆ　Ａ　Ｘ：
Ｅ - mail：

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住　　所	発電設備	環境価値 移転量 （kWh）	発　電　期　間	認　証　番　号
FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○府○○市○○	風力	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計（kWh）			